第253回埼玉県都市計画審議会

令和5年9月13日午前10時00分開会 場所 ロイヤルパインズホテル浦和

○事務局 定刻になりましたので、ただいまから第253回埼玉県都市計画審議会を開会いたします。

私は、本日司会を務めさせていただきます埼玉県都市整備部都市計画課副課長の粕谷と申します。 よろしくお願いいたします。委員の皆様には、お忙しい中、御出席をいただきまして、誠にありが とうございます。

初めに、委員の出席状況につきまして御報告申し上げます。埼玉県都市計画審議会条例第5条第2項の定めにより、会議を開くには委員の2分の1以上が出席している必要があります。本日17名の御出席をいただいており、規定の定足数に達しているため、本審議会は成立となります。

ここで本日の資料を確認させていただきます。事前にお送りした資料が配布資料一覧表、議案概要一覧表、議案書、加えて本日机の上にお配りしておりますのが、次第、座席表、委員名簿でございます。

以上でございますが、不足はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ここで9月1日付で新たに就任していただいた埼玉県都市計画審議会条例第2条第1項第1号に 規定する学識経験者の委員の皆様を紹介させていただきます。

恐れ入りますが、お名前をお呼びいたしましたら、その場で御起立願います。

弁護士の山本美雪様でございます。

- ○山本委員 山本でございます。よろしくお願いいたします。
- ○事務局 東京電機大学理工学部教授の高田和幸様でございます。本日は、欠席となっております。 埼玉中央農業協同組合女性部相談役の栗嶋美津江様でございます。
- ○栗嶋委員 栗嶋でございます。よろしくお願いいたします。
- ○事務局 本庄商工会議所女性会会長の五十嵐敦子様でございます。
- ○五十嵐委員 五十嵐でございます。よろしくお願いいたします。
- ○事務局 ありがとうございました。

続きまして、会長の選出に入ります前に注意事項について御説明させていただきます。

まず、お手元のマイクの使用方法について御案内いたします。御発言の際にはマイクのボタンを押していただくとランプが赤色に点灯いたしますので、その状態でお話しください。御発言が終わりましたら、もう一度ボタンを押していただき、ランプが消えている状態に戻していただくようお願いいたします。

また、マイクが音声を拾いやすくするため、御発言の際は口元にマイクを近づけていだきますようお願いいたします。

続きまして、現在会長が不在となっておりますことから、慣例により本日御出席の2期目の学識

委員である青木千帆子様に臨時議長として会長選出の労をお取りいただきたいと存じますが、よろ しいでしょうか。

[「異議なし」と言う者あり]

- ○事務局 それでは、青木委員、中央の議長席にお移りいただき、進行をよろしくお願いいたします。
- ○臨時議長(青木) ただいま臨時議長に御指名いただきました青木と申します。しばらくの間、臨 時議長を務めさせていただきます。皆様、御協力よろしくお願いいたします。恐縮ですが、座って 進行をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから埼玉県都市計画審議会会長の選出を行いたいと存じます。

会長の選出につきましては、埼玉県都市計画審議会条例第4条第1項の規定によりまして、学識 経験者の委員の中から委員の選挙によって定めることになっております。どなたか御推挙はござい ますでしょうか。

推薦する方おられませんですか。

では、もし差し支えなければ、前例に従いまして臨時議長による指名推選という形を取らせていただきたいと存じます。いかがでしょうか。

[「異議なし」と言う者あり]

○臨時議長(青木) ありがとうございます。

それでは、指名をさせていただきます。都市計画、都市交通計画の分野で多大な実績と豊富な経験をお持ちの日本大学教授、大沢委員にお願いをしたいと存じます。御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と言う者あり]

○臨時議長(青木) ありがとうございます。

それでは、皆様から御賛同いただきましたので、埼玉県都市計画審議会の会長は大沢委員に決定いたしました。

皆様、御協力ありがとうございました。

○事務局 青木委員、大変ありがとうございました。

御自席へお戻りください。

[臨時議長、会長と交代]

- ○事務局 それでは、大沢委員さん、会長席にお移りいただきまして、新会長としての御挨拶を頂戴 したいと思いますので、よろしくお願いします。
- ○会長(大沢) それでは、日本大学の大沢でございます。ただいま皆様からの御了解いただきまして、このたび会長を拝命いたしました。皆様の御協力をいただきながらですね、進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

私事で恐縮ですが、埼玉で生まれて35年間ほど埼玉に住んでおりました。今、東京都のほうに住

んでおりますが、寄居町というところで、まだ実家がございまして、たまに帰っているところでご ざいます。

都市計画という中で非常に難しい時代になっております。都市計画、20年後の都市を想像ということになっておりますが、社会の変化が非常に目まぐるしいというような状況にございます。そういった中でも、やはり問題に直面してから何か対応策を施すというのではですね、もう時代遅れではないかなと思っております。ぜひ、皆様からこの会で様々な御意見を頂戴しながらですね、将来に課題を発生させないよう進めていきたいと思いますので、皆様何とぞよろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございました。

次に、埼玉県都市計画審議会条例第4条第3項の規定によりまして、大沢会長から会長職務代理者の指名をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○会長(大沢) はい、了解いたしました。それでは、私から、会長職務代理者につきまして指名させていただければと思います。

会長職務代理でございますが、本日は欠席ではございますが、学識委員の中でも都市計画、それから交通計画の分野で非常に豊富な経験をお持ちの東京電機大学、高田委員に会長職務代理をお願いしたいと思いますが、御了承いただけますでしょうか。

[「異議なし」と言う者あり]

○会長(大沢) ありがとうございます。

それでは、会長職務代理には高田委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございました。

この後は、埼玉県都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、大沢会長に議長として進行を お願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○議長(大沢) はい、了解いたしました。

それでは、本日は委員の皆様には大変御多忙の中、御出席をいただきましてありがとうございま した。皆様の御協力をいただきながらですね、審議は慎重かつ効率的に進めていきたいと思います ので、何とぞよろしくお願いいたします。

これ以降、着座にて失礼いたします。

それでは、本日の会議録の署名委員でございます。埼玉県都市計画審議会運営規則第5条第2項の規定により、私から大変恐縮ですが、指名させていただければと思います。本日は、青木委員さん、それから千葉委員さんのほうにお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

次に、本会議は埼玉県都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱に基づき原則公開となって おります。私といたしましては、本日は非公開にすべきと思う案件はございません。委員の皆様い かがでしょうか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長(大沢) ありがとうございます。

それでは、本日の審議会は全て公開で進めさせていただきたいと思います。

本日傍聴者のほういらっしゃいますでしょうか。

- ○事務局 本日はいらっしゃいません。
- ○議長(大沢) はい、了解いたしました。

それでは、ただいまより第253回埼玉県都市計画審議会の議事に入りたいと思います。

本日は、お手元の次第にございます議第5325号「朝霞都市計画道路の変更について」御審議をお願いするものでございます。

では、議第5325号「朝霞都市計画道路の変更について」を議題に供します。

幹事から議案の説明のほうをよろしくお願いいたします。

○幹事(都市計画課長) 都市計画課長の吉岡でございます。恐れ入りますが、着座にて御説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議第5325号、朝霞都市計画道路の変更につきまして御説明させていただきます。議案 書は、5ページから13ページでございます。前方のモニターを御覧いただきたいと存じます。

議案の説明に入る前に、都市計画道路の概要につきまして御説明いたします。都市計画道路は、都市の骨格を形成し、都市の健全な発展と機能的な都市活動を支える最も基本的な都市基盤でございます。主な役割ですが、都市計画道路は、単に自動車、自転車、人、物の通行路としての機能のみならず、日照、通風、採光、緑のスペースなど快適な生活環境を形成する空間としての機能、また避難場所、避難路、防火帯、消防活動の場としての都市防災機能、上下水道、電気、ガスなど、施設の収容空間としての機能、また都市景観を形成し、レクリエーションや憩いの場としての機能など、その役割は多岐にわたっております。

県で整備した都市計画道路の事例として3枚の写真を用意いたしました。左側、これは志木市内の「中央通停車場線」、真ん中の富士見市の「鶴瀬駅東通線」、こちらは、いずれも駅前通りとなりますが、電線地中化により幅員の広い歩道と植栽による潤いのある道路空間を創出し、まちの顔づくりに大きく貢献しております。

右側、「川越北環状線」は、中心市街地を迂回する4車線の幹線道路で、街なかの渋滞緩和、産業振興、緊急輸送道路としての機能など役割を担っております。

次に、都市計画道路として決定する内容について御説明いたします。都市計画道路は、表の赤丸で示した種別、名称、位置、区域、構造を都市計画として定めております。「種別」では自動車専用道路、幹線街路、区画街路といった道路の種類を定めております。「名称」では番号と路線名をセットで定めます。なお、名称につきましては、この後詳しく説明をさせていただきます。「位置」では起点と終点、主な経過地を定めております。「区域」では道路の延長、「構造」では構造形式、

車線の数、幅員などを定めております。

都市計画道路の名称につきまして詳しく説明させていただきます。都市計画道路は、県道名などとは別に名称を定めております。名称は、赤字で示したように3つの番号と路線名との組合せで構成されております。3つの番号のうち左側の数字は道路の区分を示しています。こちらの例では数字の3、3ですので、区分は「幹線街路」となります。ほかにも自動車専用道路や区画街路などがございます。真ん中の数字は規模番号で、道路の幅員の規模を示しています。例では2ですので、「幅員30m以上40m未満」の道路となります。右側の数字は、都市計画区域ごとの通し番号となっております。このように、都市計画道路は名称につけた3つの番号で道路の概要が分かるようになっております。

以上、都市計画道路の概要につきまして御説明させていただきました。

それでは、引き続き、議案の内容について御説明させていただきます。本議案は、朝霞都市計画 区域内の都市計画道路 1 路線を変更するものでございます。朝霞都市計画区域は、朝霞市の全域か ら成り、県の南部、都心からおおむね20kmに位置しております。今回変更する 3・2・10号志木和 光線は、富士見市から和光市までをつなぐ埼玉県の主要な幹線道路である一般国道254号和光富士見 バイパスの一部区間となっております。

志木和光線の位置図となります。志木市境を起点とし、和光市境を終点とする延長約3,420m、代表幅員36m、4車線の都市計画道路でございます。今回変更する箇所は、赤い円で示したJR武蔵野線との交差箇所であり、鉄道との交差部の構造変更と幅員を一部変更するものでございます。こちらは、和光市側から志木市側に向けて撮った現地の写真となっております。今回変更するJR武蔵野線との交差部付近の様子で、赤の破線で都市計画道路の線形をイメージしております。

具体的な変更内容につきまして御説明いたします。まず、志木和光線とJR武蔵野線との交差構造の変更について、横断図にて説明をいたします。現在の計画では鉄道の上空を志木和光線がまたぐ高架構造による計画としておりますが、事業実施段階で道路構造について詳細に検討した結果、鉄道の橋脚と橋脚との空間を活用し、志木和光線を通すことが可能となりました。このため、歩行者や自転車など利用者の利便性の向上、また事業コストや早期事業効果の発現等を踏まえ、JR武蔵野線の高架下を通す地表式構造へと変更するものでございます。また、鉄道の橋脚位置との兼ね合いで、既決定の道路幅員では歩道が収まらないことから、併せて道路幅員の一部を変更します。具体的には次の資料で説明をいたします。

道路幅員を変更する区域について説明をいたします。平面図を御覧いただくと分かるように、既決定の道路幅員の範囲内では、必要な車道と歩道を配置させた場合、図面向かって左側、東西南北ですと、西側の歩道が薄い青色で示した鉄道の橋脚位置と重なってしまいます。このため、重なる橋脚を避けるように歩道をさらに左側、西側へ切り回す必要があることから、赤丸で囲んだ部分の道路幅員を拡幅、変更するものでございます。参考に上空の写真では黄色の破線部分が歩道確保の

ために必要な拡幅部となります。

議第5325号の都市計画の変更につきまして2週間、案の縦覧に供しましたところ、意見書の提出 はございませんでした。また、朝霞都市計画区域を構成する朝霞市及び志木和光線の一部が通過す る志木市に対して意見照会をいたしましたところ、賛成との回答をいただいております。

議第5325号の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(大沢) 御説明ありがとうございました。ただいまの御説明でございますが、御質問、御意見等ございましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

大体よろしゅうございますでしょうか。

ちょっと私から1点。これ、構造変更ということでございますが、建築限界は、非常にもう協議の上、確保できている。道路構造令上の4.5m以上確保できているという理解でよろしゅうございますでしょうか。

○幹事(都市計画課長) お答え申し上げます。

ただいまのクリアランスの関係だと思いますけれども、この道路につきましては、県の動脈を構成するような幹線道路でございます。したがいまして、重要物流道路の指定を受けているという状況ございますので、今回建築限界につきましては、通常4.5mのところ4.8mのクリアランスを確保しているところでございます。

以上です。

○議長(大沢) はい、了解いたしました。

ほか、皆様いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長(大沢) それでは、議第5325号の議案につきまして採決をいたします。

議第5325号につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長(大沢) ありがとうございます。

御異議ないものとして、本案は原案のとおり決定いたします。

皆様、ありがとうございました。

本日の審議は以上でございます。

次に、幹事から「第3回都市計画道路の一斉見直しについて」、御報告したいとのことでございますので、これを許します。

幹事は報告のほうよろしくお願いいたします。

○幹事(都市計画課長) ありがとうございます。

それでは、現在手続を進めております「第3回都市計画道路の見直しについて」、御報告させていただきます。

まず、本件における都市計画道路の決定状況でございます。表は、令和5年3月末現在の決定状況でございます。集計にはさいたま市分も含まれております。

表の中段の路線数ですが、自動車専用道路の28路線から特殊街路の45路線まで、合計1,518路線が 都市計画決定されております。

延長でございますが、表の下段にありますように、その総延長は2,813.6kmとなっております。

現状と見直しの背景でございます。都市計画道路の多くは、いわゆる高度経済成長期に計画決定されたもので、人口減少、超高齢社会を迎えた現在におきましては、まちづくりの将来像や道路に求められるニーズも変化しております。このため時代に応じた見直しが必要な路線が発生してきております。このため、県では過去に2回、都市計画道路の一斉見直しを実施してきました。

まず第1回目の見直しですが、平成16年度から24年度にかけて実施しております。見直しのポイントは当初決定から20年以上にわたり未整備となっている路線、いわゆる「長期未整備都市計画道路」を対象に検証いたしました。その結果、56路線、約56kmについて主に廃止を中心とした都市計画の変更手続を完了したところでございます。

2回目の見直しですが、平成25年度から令和元年度にかけて実施しております。見直しのポイントは、社会状況の変化に対応するため、県で決定した整備済み以外の全ての幹線街路を対象に検証いたしました。その結果、20路線、約27kmについて廃止やルート変更など都市計画の変更手続を完了しております。さらに、令和2年度からは3回目となる一斉見直し作業に着手いたしました。見直しのポイントは、従来の未整備路線、事業中路線に加え、整備済み路線も含め、全ての県決定の路線について都市の将来像を見据えた検証を行っております。

3回目の見直しの、これまでの取組状況でございます。主に必要性や構造の妥当性、市町村の総合振興計画等、上位計画との整合性、また交通量推計を活用した道路網の観点から検証を進めております。その結果、30路線を見直し路線に選定し、令和3年度より都市計画変更手続に着手しております。

こちらは、見直しの具体的なイメージを示したものです。まず、関連する区画整理などまちづくり計画の廃止に伴って必要性が薄れた都市計画道路の廃止、こちらのイメージ図ではもともとはオレンジ色の丸の範囲で予定されていた土地区画整理事業が廃止となり、赤の破線で示したアクセス道路の必要性がなくなったケースを紹介しております。また、現在の沿道状況などを踏まえた適正な幅員への変更、沿道の土地利用の変化や歩行者の交通状況の変化などによりまして、例えば停車帯を削除したり、歩道を縮小するなど道路幅員を変更するケースでございます。周辺に代替ルートがある場合のルート変更ということでバイパスの整備から現道の拡幅に切替え、必要な機能を確保するケース、そういったものもございます。適正な交差形式とする構造形式の変更、交通量の減少に伴い立体構造から平面構造へと変更するケース、こういったものもございます。

最後に、整備済み路線と整合性を図るための変更ということで、大きく5つのパターンといいま

すか、例を紹介しましたが、こういったところにポイントを置いて今見直し作業を進めている、そ ういうところでございます。

第3回見直しの進捗状況でございます。これまでに対象30路線のうち4路線の都市計画変更手続が完了しております。残る26路線につきましても、関係機関や地元の皆様との丁寧な調整を重ね、協議が調った路線から順次この都市計画審議会にお諮りさせていただきたいと考えております。引き続き、都市計画道路の見直しの早期完了に向け、職員一丸となって取り組んでまいります。

以上、報告でございます。

○議長(大沢) 御報告ありがとうございました。

ただいまの御報告内容につきまして、何か御質問、御意見等ございましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長(大沢) 御質問等ございませんので、以上をもちまして本日の議事は終了したいと思います。 皆様、御協力のほう誠にありがとうございました。

そのほか、事務局から連絡事項等ございますでしょうか。

○事務局 じゃ、すみません、1点よろしくお願いいたします。

1点、事務局より連絡をさせていただきます。今後の都市計画審議会の運営方法につきまして御連絡申し上げます。埼玉県ではアフターコロナの時代におきましても、デジタル技術、デジタル化の流れを後退させることなく、さらなるデジタル活用を目指すため、附属機関等への県民参加の促進に関する方針を改訂し、原則として希望する者にはウェブ会議システムによる傍聴、いわゆるオンライン傍聴を認めることといたしました。また、会議はオンライン開催を原則とし、資料のペーパーレス化を積極的に推進することとしております。当然この審議会も対象となっておりまして、今後こうしたデジタル技術の活用に向け取り組んでいく必要がございます。それには通信環境の整備や個人情報の適切な管理、こういった課題の解消が不可欠となっております。そこで、今年度は今審議会におけますデジタル活用のテスト期間といたしまして、今後予定されている審議会の中で課題解決に向けた試行を段階的に進めていきたいというふうに考えております。委員の皆様におかれましては、事務局より御意見や課題解決に向けたアドバイス等をいただく場面があるかと思いますが、何とぞ御協力いただきますようお願い申し上げます。

事務局からは以上でございます。

○議長(大沢) ありがとうございました。

それでは、ここで議長の任を解かさせていただき、進行を事務局のほうにお返ししたいと思います。

○事務局 大沢会長、議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様には円滑な御審議に御協力いただき誠にありがとうございました。

以上をもちまして、第253回埼玉県都市計画審議会を閉会といたします。 本日はお疲れさまでございました。

午前10時31分 閉 会